

## USTR が 2021 年版スペシャル 301 条報告書を公表

2021 年 5 月 4 日  
JETRO NY 知的財産部  
石原、赤澤

米国通商代表部 (USTR) は 4 月 30 日、2021 年版スペシャル 301 条報告書<sup>1</sup>を公表した。

当該報告書は 1974 年米国通商法 182 条に基づき、知財保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するもので、警戒レベルには「優先監視国 (Priority Watch List)」、「監視国 (Watch List)」の 2 段階がある。USTR は、2021 年版報告書において、9 か国を「優先監視国」として特定し、23 か国を「監視国」として特定した。

昨年と比べると、監視国であったアラブ首長国連邦がリスト外になり、リストに掲載された国の総数は 33 から 32 に減った。アラブ首長国連邦に関しては、医薬品の販売承認時の試験データを保護する省令改正や、税関での模倣品対策の強化が評価された。

報告書では、今年の 32 の監視対象国の中で、中国に関して最も多くの紙面を割いて問題点を指摘している。例えば、中国では 2020 年 1 月の米中経済貿易協定を受けて、知財保護の改善に向けた施策が講じられたものの、これらの施策については効果的な実施が求められることや必要な改革を網羅していないことを指摘している。また、COVID-19 感染拡大に伴い中国は、検査キット、N-95 マスクなどの模倣品の生産拠点になっていることも指摘している。他には、標準必須特許に関する訴訟について、中国の裁判所が、外国の裁判所における訴訟や判決の執行を禁止する訴訟差止命令 (anti-suit injunction) を出していることに対して、特許権者が強い懸念を示していることも指摘している。

USTR は、今後 1 年間、優先監視国の 9 か国を中心に、知財保護が強化されるように監視、関与していくことになる。

### 【優先監視国】

中国、インドネシア、インド、サウジアラビア、ロシア、ウクライナ、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ

### 【監視国】

タイ、ベトナム、パキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、アルジェリア、エジプト、クウェート、レバノン、ルーマニア、トルコ、バルバトス、ボリビア、ブラジル、カナダ、コロンビア、ドミニカ共和国、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ペルー、トリニダード・トバゴ

(以上)

1

[https://ustr.gov/sites/default/files/files/reports/2021/2021%20Special%20301%20Report%20\(final\).pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/files/reports/2021/2021%20Special%20301%20Report%20(final).pdf)